

尾三消防本部における障がい者活躍推進計画の実施状況

令和6年7月18日

尾三消防本部消防長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、尾三消防本部における障がい者活躍推進計画の実施状況を毎年1回公表するものです。

1 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

ア 法定雇用率の除外職員であるため採用目標人数を定めていません。

イ 在籍する雇用障がい者数は前年度から増減はありません。

(2) 定着に関する目標

離職者はいませんでした。

2 取組内容の実施状況

(1) 活躍を推進する体制整備

ア 人事担当課である組合事務局総務課を職員の相談窓口として位置づけています。

イ 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用推進者として人事担当課長である総務課長を選任しています。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい者である職員の障がいの特性や能力、本人の希望等を踏まえた人員配置に努めました。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、毎年実施している自己申告書をもとに、必要な配慮等を行い、継続的な措置を講じました。

イ 中途障がい者について、職務選定を行い、職場環境の整備、通院への配慮等を行いました。